

第百三十三号議案

警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年五月二十七日

提 出 者 東 京 都 知 事 小 池 百 合 子

警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例
警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和二十七年東京都条例第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「確定した日」の下に「（附則第三条において単に「事故発生日」という。）」を加える。

附則第三条第五項及び第六項中「百分の五」を「事故発生日における法定利率」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の規定は、令和二年四月一日から適用する。

（提案理由）

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第六十六号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。